

平成29年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年12月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成29年12月25日(月)午後3時00分から午後3時52分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 (24人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	南波 快和
委員	3番	榎本 太	委員	4番	西奈美 公平
委員	5番	水澤 正明	委員	6番	大沼 和雄
委員	7番	松村 智	委員	8番	増子 強
委員	9番	榎本 喜作	委員	10番	佐藤 陽子
委員	11番	白塚 幸二	委員	12番	川上 勝之
委員	13番	馬場 勝	委員	14番	森田 謙
委員	15番	緒形 文一	委員	16番	志村 政美
委員	17番	小熊 威	委員	18番	南波 雅子
委員	19番	小泉 六助	委員	20番	桐生 正男
委員	21番	忠 貞夫	委員	22番	佐藤 常男
委員	23番	羽田野 正明	委員	24番	田村 信秀

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について

第4

報告第1号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第32条)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 12 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、4 番西奈美公平委員、6 番大沼和雄委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、11 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>11 月 28 日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され、2 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>11 月 29 日、農業者年金加入推進セミナーが東京都のメルパルクホールで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>11 月 30 日、全国農業委員会会長代表者集会が東京都のメルパルクホールで開催され、会長が出席してございます。また、それにあわせて県選出国會議員要請が行われ、会長が参加してございます。</p> <p>12 月 4 日、チューリップフェスティバル実行委員会が市役所 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12 月 7 日、塩津地区及び苔実地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、羽田野委員、志村委員、田村委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>12 月 8 日、村松浜地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、白塚委員、川上委員、忠委員に出席していただきました。</p> <p>12 月 14 日、八幡地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、西奈美委員、榎本喜作委員に出席していただきました。</p> <p>12 月 15 日、第 21 回常設審議委員会が J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12 月 18 日、12 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様にご案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 6 件、親子間における贈与が 1 件の計 7 件であります。</p>

	<p>1 番の案件は、笹口浜地内の畑を売買するもので、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。2 番の案件も、笹口浜地内の畑を売買するもので、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。なお売買後は、申請地に隣接する譲受人の所有地と一体で麦を栽培する予定となっております。3 番の案件は、築地地内の畑を売買するもので、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a 当たり約〇〇〇〇円であります。この案件につきましては、およそ 20 年前に売買のためのお金のやりとりがあったものの、名義変更されていないことが、平成 28 年度の農地パトロールの結果を受けて行った利用意向調査によって判明したことから、この度所要の手続きを行うものであります。4 番の案件は、羽黒地内の田を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。申請地につきましては、大正時代から代々、譲受人の親族が耕作してきたことから、譲渡人が売買を希望したものであります。5 番の案件は、長橋地内の畑を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。6 番の案件は、坂井地内の田を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。7 番の案件は、富岡地内の畑を親子間で贈与するものであります。この案件は、譲受人の祖父がなくなり、その所有地が孫である譲受人に遺贈されることとなったため、それにあわせて、親である譲渡人の農地も贈与するものであります。</p> <p>以上、第 1 号議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、13 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班委員 5 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 6 件、親子間における贈与が 1 件の計 7 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ござ</p>

	<p>いませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、アパート建設のための転用が1件、個人住宅建設のための転用が1件、養殖水槽建設のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、東本町地内の第3種農地である休耕田にアパート2棟を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。2番の案件は、あかね町地内の休耕畑に個人住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。3番の案件は、富岡地内の休耕田に養殖水槽を建設するための転用であり、年額〇〇〇〇円で賃貸借するものであります。申請地については以前から養殖用の池として利用されており、転用許可のいらない簡易的な池として利用されていた期間もありますが、昭和59年からは転用許可の必要なコンクリート造りの水槽が建設されているため、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されております。なお、申請地については、本年5月の総会で許可した案件と一体で利用されておりますが、農振除外の関係で申請時期が異なったものであります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。</p> <p>次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、アパート建設のための転用が1件、個人住宅建設のための転用が1件、養殖水槽建設のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番は、現地を確認しましたが事前着工もありませんでしたし、3番は、関連する案件をすでに許可していることもありやむを得ないものとして、事前審査会では全ての案件を許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p>

	<p>ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第3号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。 1番の案件は、地本地内の登記地目が畑の第1種農地で、中間管理権設定手続きの際に農地であることが判明し、およそ70年前から耕作しておらず農地ではないとして申出があったものであります。2番の案件は、平木田地内の登記地目が田の第1種農地で、竹が生えているために毎年小型ショベルで整地しており、耕作できる場所ではないとして申し出があったものであります。 申し出を受けまして、事務局が現地調査を行った結果、農地に復元することは困難と判断し、「非農地」として提案するものであります。 次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。 詳細につきましては事務局説明のとおりで、現地を確認しましたが、1番の案件については、原野化し農地に復元することが著しく困難であり、2番の案件についても、復元しても農地として継続して利用することは困難と認められることから、いずれも「非農地」と認められ、事前審査会では承認相当と判断いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第3号議案については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 第4号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転をご説明いたします。 議案書4ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、塩津地内の田につきまして、所有者は高齢で耕作できず、子どもさんも8年前に離農し、他に後継者もいないため、現在の耕作者が譲り受けることとなったものでありまして、申出による所有権移転面積8,559㎡を総額〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>2番の案件は、苔実地内の田につきまして、長い間、譲渡人自身は耕作していないことから、ほ場整備の前に整理することを希望したものでありまして、申出による所有権移転面積2,284㎡を総額〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>3番と4番の案件は、村松浜地内の畑につきまして、現在は、譲渡人自身は耕作していないことなどから、近隣の耕作者が譲り受けることとなったものであり、3番は3,381㎡を総額〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円で、4番は5,239㎡を総額〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>いずれの案件も、譲受人はあっせん台帳に掲載されている農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の所有権移転の1番のあっせん審査結果について、23番羽田野正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
23番	<p>第4号議案、所有権移転の1番についてご報告いたします。 去る12月7日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 売り手につきましては高齢で後継者もない等の理由で申請地を売りたいとのこと</p>

	<p>でした。買い手は認定農業者で、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の2番のあっせん審査結果について、17番小熊威あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
17番	<p>第4号議案、所有権移転の2番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月7日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、長年耕作しておらず今後も耕作する予定がないことと、申請地がほ場整備区域内であり開始前に整理しておきたいとのことでした。買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましては、川のそばで水持ちが悪く収量が落ちる等の理由を考慮しての売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の3番と4番のあっせん審査結果について、11番白塚幸二あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第4号議案、所有権移転の3番と4番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月8日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>3番の売り手につきましては、新潟市在住で長年耕作しておらず今後も耕作する予定もないことから申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>4番の売り手につきましては、高齢で後継者もない等の理由から規模縮小を考えており、申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>買い手は認定農業者ではありませんが、市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、近隣農地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましては、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題はなく、事前審査会ではいずれの案件も承認相当であると判断い</p>

<p>議長</p>	<p>たしました。 以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。第4号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。 第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に關係する案件がありますので、分けて審議いたします。 初めに第4号議案の利用権設定の1番から29番を審議いたします。 事務局説明願います</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案の利用権設定の1番から29番をご説明いたします。 議案書5ページをお願いします。 第4号議案の利用権設定の1番から29番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが7件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが4件、再設定するものが17件であります。 1番から7番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円から20,000円とするものであります。 議案書6ページをお願いします。 8番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ70kgとするものであります。 9番から12番は、労力不足を理由として、認定農業者等に1年間から5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9番と10番が25,000円、11番がコシヒカリ85kg、12番が12,000円とするものであります。 13番と14番は、労力不足を理由として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は26,000円又は25,300円とするものであります。 議案書7ページをお願いします。 15番から21番は労力不足を理由として3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15番が18,000円、16番が17,000円、17番がコシヒ</p>

	<p>カリ 60kg、18 番と 19 番が 30,000 円、20 番と 21 番がコシヒカリ 90kg とするものであります。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>22 番から 28 番は、労力不足を理由として認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 13,000 円から 20,000 円とするものであります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>29 番は、労力不足を理由として認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 13,000 円とするものであります。</p> <p>以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 29 番の事前審査結果について、13 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 29 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 7 件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を新規に設定するものが 4 件、再設定するものが 17 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 29 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 29 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 29 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定の 30 番から 38 番を審議いたします。</p> <p>なお、○番○○○○委員、○番○○○○委員、○番○○○○委員、○番○○○○委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了まで</p>

	<p>の間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の30番から38番をご説明いたします。</p> <p>30番から38番は、賃借権を新規に設定するものが4件、再設定するものが4件、使用貸借による権利を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>30番から33番は、労力不足を理由として認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は30番がコシヒカリ120kg、31番から33番が17,000円とするものであります。34番と35番は、労力不足を理由として認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ80kgとするものであります。</p> <p>10ページをお願いします。</p> <p>36番と37番は、労力不足を理由として認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、36番がコシヒカリ80kg、37番が15,000円とするものであります。</p> <p>38番は、労力不足を理由として認定農業者に10年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。</p> <p>30番から38番のいずれの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の30番から38番の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の30番から38番は、賃借権を新規に設定するものが4件、再設定するものが4件、使用貸借による権利を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の30番から38番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の30番から38番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
<p>議長</p>	<p>第4号議案の利用権設定の30番から38番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について」を議題といたします。</p> <p>なお、○番○○○○委員、○番○○○○委員、○番○○○○委員、○番○○○○委員委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>また、本案件は私も関係していますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については南波会長職務代理にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(花野会長及び議事参与委員・退室)</p>
<p>議長</p>	<p>では、議長を交代します。</p> <p>それでは、第5号議案について事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、農地利用最適化推進委員の候補者を評価するために設置する、候補者評価委員会委員の任命に関するものであります。</p> <p>10月23日から12月21日までの間、農地利用最適化推進委員の募集を行った結果、合計で11名の方から応募等がありましたことから、候補者評価委員会を開催し、評価をするものでありまして、本年8月の総会においてご承認いただきました「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会要綱」の第3条第1項に「評価委員会は、委員6人以内で組織する。」、同条第2項に「委員は、農業委員会の委員のうちから、農業委員会が任命する。」、第4条に「委員の任期は、任命の日から農業委員会の委員の任期の末日までとする。」と定めてありますことから、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員の5名を平成30年3月31日までの間、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員に任命いたしたく、皆様にお諮りするものであります。</p> <p>任命の基準につきましては、農地利用最適化推進委員の応募等に関係していない農地銀行運営委員のうち、委員長及び乙、築地、中条、黒川の各地区の委員1名、該当</p>

	<p>者がいない地区は農地利用最適化推進委員の応募等に関係していない委員といたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
3番	<p>今、事務局の説明で11名の応募ということですが、この5名の方これから評価に入るのですが、最低何回、評価委員会を開いて決めるとかそのようなことは決まっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>決まっています。予定としては、ご承認いただきましたら早速、今日の総会の後に評価委員会を開催して候補者を決めさせていただいて、次回の総会でこの方たちを最適化推進委員に委嘱したいということをお示ししたいと考えております。</p>
3番	<p>次の総会で。</p>
事務局	<p>はい。今日の評価委員会で決まったら。決めたいというか、決めてもらうことになるのですが。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
3番	<p>もう一つ。</p>
議長	<p>はいどうぞ。</p>
3番	<p>我々も3月31日で終わって、次から14人という農業委員の人数になります。今回このように決めて、3年後にはまた新しい推進委員の人を決めるということになると思いますが、規定の中には最低何名という人数割りがある。ない。</p>
事務局	<p>評価委員のでしょうか。</p>
3番	<p>評価委員。</p>
事務局	<p>6人以内です。</p>
3番	<p>では、次から14人に減るけれども、その6人はそのまま継続で行くのですか。</p>
事務局	<p>人は変わらないのかという話でしょうか。</p>
3番	<p>委員の人数。</p>

事務局	6名のままです。
3番	14人に減っても、評価委員の人数は6人のまま継続ということ。
事務局	そうです。どなたになるかはまた・・・
3番	人選は別として。
事務局	人数は変わりません。
3番	人数は変わらない。はい。
議長	他ございますか。
13番	11名ということですが、当初地区割りがあったわけですが、地区別には追加募集等やって補充等はできているのでしょうか。その辺のところ、もし差支えなければ教えてもらえますか。
事務局	地区別で募集しておりまして、1回目の募集期間1か月の中で定数を満たしたのが黒川地区だけで、その他は足りない状況でした。それで15日間延長いたしまして、築地地区と中条地区はそれで満たされ、乙地区は足りませんでした。それでもう一度、12月21日まで2回目の延長をいたしまして、乙地区も2名応募してくださった方がいらっしゃいましたので3回目の延長はせずに締め切って、候補者を決めるという段階であります。
議長	よろしいですか。
13番	はい。
議長	他ございませんか。
12番	では今日、これが終わったら評価委員さんが11名を8名に絞るということですか。
事務局	はい。そのとおりでございます。
12番	そんな簡単に決まるものですか。
事務局	11名のうち2名は農業委員さんにも届出されている方で、先日、農業委員さんに決まっていますので、そこから除きます。それで9名の方がいて、4地区のうち3地区は2名ずつ応募いただいておりますので、一つの地区だけ3人を2人にさせていただく予定です。正直、何回かやってもなかなか。結論は簡単なものではないと思いますし、

	簡単に決めるわけではないのですが。
12 番	その多い地区だけ 1 人減らすということ。
事務局	はい。
12 番	わかりました。
20 番	はい。
議長	どうぞ。
20 番	なんか巷では、もう全て決まったような噂がだいぶ聞こえてくるので。じゃあ、まだほとんど決まっていないということですね。
事務局	今申しましたように、3 地区は定数どおりですので、評価委員会でこの人は絶対だめとならない限り決まりですが、1 地区の 3 人のうちの 2 人は、評価委員会で評価をして初めて決まることとなります。
20 番	ということは、黒川だけが決まっていないということ。
事務局	まあ、そういうこととなります。
20 番	黒川の方でもほとんど決まったという噂が聞こえてくるので、本当か確かめようと思ってこの話を出しました。はい、わかりました。黒川だけがだいぶ賑やかにしているようで。
議長	他ございませんか。
議長	はい、なければこれで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 5 号議案については、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議・なしの声)
議長	異議なしと認めます。 それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。
	(議事参与委員・入室)
議長	第 5 号議案については、承認することに決定いたしました。

議長	<p>それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>以上で、日程第3の第1号議案から第5号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>次に日程第4の報告第1号「農地法第4条第1項第8号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>報告第1号であります。11月7日付けで農地法第4条第1項第8号の該当による届出があったことを報告するものであります。</p> <p>2a未満の自己転用に限り農地法に基づく許可が不要とするものであります。乙地内の畑199㎡を農機具格納庫に転用したいとして、このたび届け出がありました。</p> <p>下段の案内図で場所の確認をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これで、本日の全ての日程を終了致しました。</p> <p>これを持ちまして、平成29年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年12月25日

議 長

4 番

6 番
